

1 趣旨・目的

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和5年5月26日に**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）**が施行されたことから、同法に基づく「**規制区域の指定**」及び「**条例等の制定**」を行うもの。

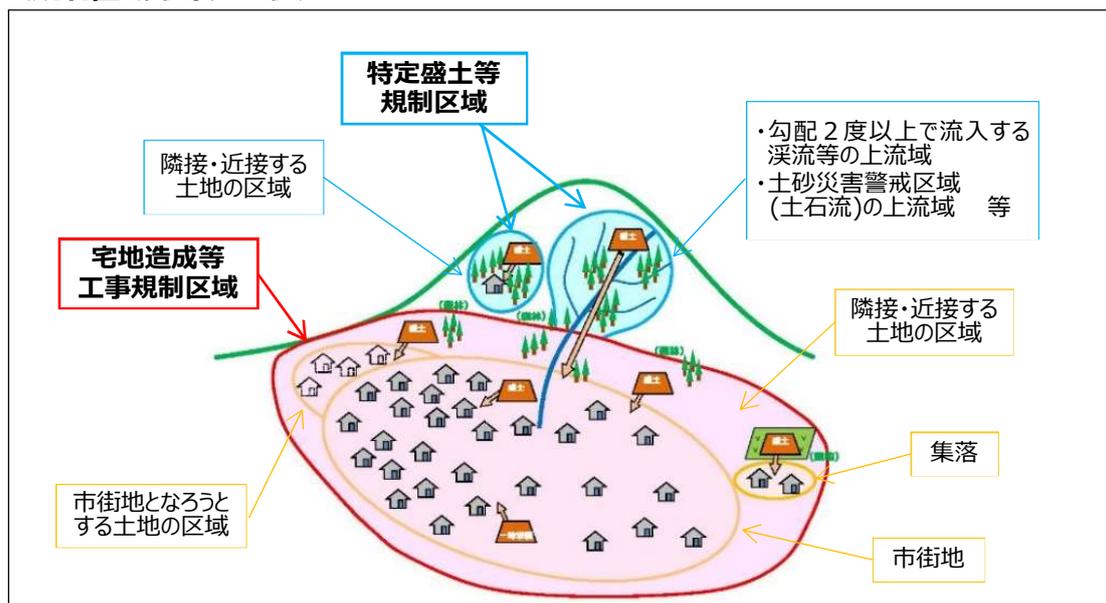
2 法の概要

- 盛土規制法では、**盛土等により災害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するとともに、規制区域内における一定規模以上の盛土等については、擁壁の構造などの基準等に適合しているか確認を受けること（許可等）が必要になる。**
- また、**条例で定めることにより、許可等の対象規模の強化や、工事に係る技術的基準の追加が可能とされている。**

＜法の概要＞ ※全国一律の基準で包括的に規制

- 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を**規制区域**（宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類）に指定（下記イメージ図参照）
- 区域内で行われる**一定規模以上の行為は許可等が必要**
（条例で定めることにより、許可等の対象規模の強化が可能）
- 許可基準に沿った安全対策が行われているかを確認するため、**施工状況の定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査**を実施
（条例で定めることにより、対象項目等の追加が可能）
- 既存盛土等に対する**指導・勧告等**が可能
- 所有者等の**責務を明確化**
- 法による**罰則規定の強化**

＜規制区域のイメージ＞

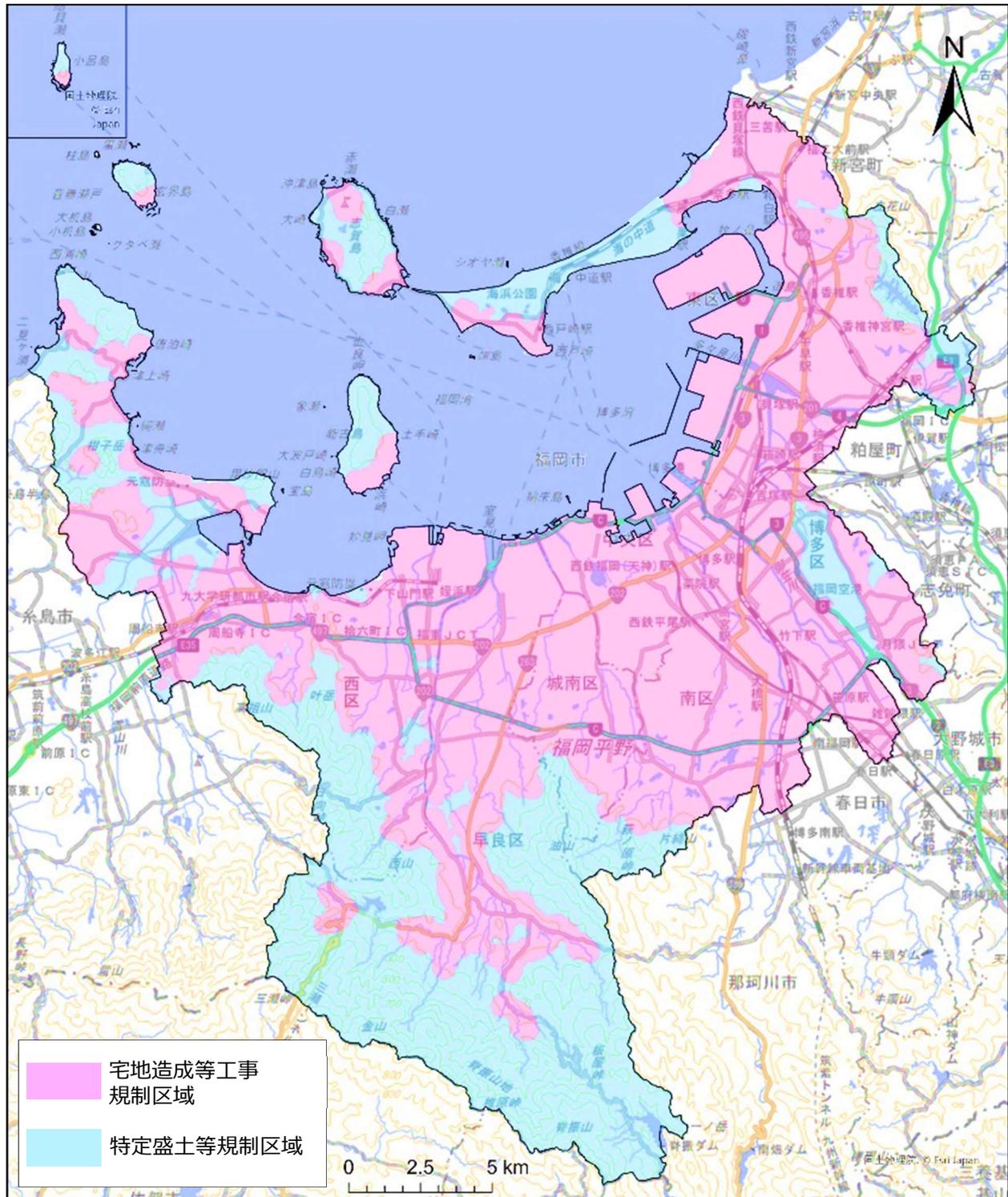


3 福岡市における規制区域の指定及び条例の制定

(1) 規制区域の指定に係る検討

市全域を宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域に指定する。

<福岡市における区域指定イメージ>



宅地造成等工事規制区域 … 市街化区域及び市街化調整区域等における既存集落等のエリア
特定盛土等規制区域 … 市街化調整区域における既存集落等以外のエリア

(2) 条例で規定する事項に係る検討

① 許可等の対象規模の強化

<対象となる主な規模要件>

※黒字：法令で規定 赤字：強化

	届出	許可
宅地造成等工事 規制区域	—	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ1 m超の崖 ・切土で高さ2 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ2 m超の崖 ・盛土で高さ2 m超 ・盛土又は切土の面積 500 m²超 ・土石の堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m²超 ・土石の堆積の面積 500 m²超
特定盛土等 規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ1 m超の崖 ・切土で高さ2 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ2 m超の崖 ・盛土で高さ2 m超 ・盛土又は切土の面積 500 m²超 ・土石の堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m²超 ・土石の堆積の面積 500 m²超 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土で高さ2 m超の崖 ・切土で高さ5 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ5 m超の崖 ・盛土で高さ5 m超 ・盛土又は切土の面積 3,000 m²超 → 盛土又は切土の面積 1,000 m²超 ・土石の堆積の高さ 5m超かつ面積 1,500 m²超 → 土石の堆積の高さ 5 m超 ・土石の堆積の面積 3,000 m²超 → 土石の堆積の面積 1,000 m²超

 条例で強化ができる部分

② 法令規則の規定に追加

○ 定期報告の報告事項

- ・政令で定める事項（盛土の高さ・面積・量、擁壁の施工状況等）に盛土の基礎地盤や材料、防災措置の状況などを追加する。

○ 工事に係る技術的基準

- ・関係条例等との整合性を図るため、切土への擁壁設置や雨水流出抑制施設に関する基準を追加する。

○ 周辺住民への周知措置

- ・周辺住民への周知の方法や周辺住民の範囲等を定める。

○ 長期未完了案件に関する事項

- ・一定期間未着手や長期未完了な案件に対する報告の聴取や許可の取り消しについて定める。

4 今後のスケジュール

令和6年	9月中旬 ～10月中旬	パブリック・コメント実施
	12月	規制区域の公表、条例の公布
令和7年	5月	規制区域の指定、条例施行